

議案第65号

木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止について

木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成28年木津川市条例第48号)を別紙のとおり廃止する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

下水道事業に対し「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」の規定の全部を適用することに伴い、同法規定の一部適用を目的とした本条例を廃止するものです。

木津川市条例第 号

木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（案）

木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成28年木津川市条例第48号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第65号 木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止について							
担 当 課	下水道課 庶務係							
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>令和5年4月1日に予定している公共下水道事業への地方公営企業法(昭和27年法律第292号)全部適用に伴い、同法規程の一部適用を目的とした本条例を廃止するものです。</p> <p>なお、全部適用のために必要となる条例制定に関しては、同時に提案しています、「木津川市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」において規定を設けるものです。</p>							
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の公営企業法全部適用と上下水道組織統合の実施について、部内協議の開始(令和3年4月) ・統合等に向けて、庁内関係課との協議開始(令和3年9月) ・調整会議を経て政策会議で方針決定(令和3年11月24日) ・例規整備の精査を行い、地方公営企業法の一部適用に基づく本例は不要であると判断し廃止を決定(令和4年9月) ・政策会議で廃止条例案決定(令和4年10月26日) 							
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無							
市総合計画の位置付け	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本方針</td> <td>6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり</td> </tr> <tr> <td>政策分野</td> <td>13 都市基盤</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>③上下水道 イ. 下水道(汚水処理施設)の整備と持続的なサービスの提供</td> </tr> </table>		基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり	政策分野	13 都市基盤	施策	③上下水道 イ. 下水道(汚水処理施設)の整備と持続的なサービスの提供
基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり							
政策分野	13 都市基盤							
施策	③上下水道 イ. 下水道(汚水処理施設)の整備と持続的なサービスの提供							
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)							
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>地方公営企業法の一部適用に基づく本条例を廃止するのですが、法全部適用と上下水道部組織統合を行うことにより、地方公営企業としての組織経営体制を確立し、関連業務の一元化やシステムの統合・共有を行うなどの取組みにより、「サービスの向上」や「コスト削減」など合理的・効率的な経営を目指します。</p>							